野田市公告式条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）（第1条関係）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>（公布）
第２条　条例を公布しようとするときは、原本に公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、市長がこれに署名しなければならない。
２　条例の公布は、野田市役所掲示場に掲示してこれを行う。
（削る。）</td><td>（公布）
第２条　条例を公布しようとするときは、原本に公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、市長がこれに署名し、その写しを掲示しなければならない。
２　条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>野田市役所掲示場</td><td>野田市鶴奉7番地の1</td></tr><tr><td>野田市中央掲示場</td><td>野田市中野台168番地の1</td></tr><tr><td>野田市東部掲示場</td><td>野田市鶴奉174番地の4</td></tr><tr><td>野田市南部掲示場</td><td>野田市山崎1,154番地の2</td></tr><tr><td>野田市北部掲示場</td><td>野田市谷津384番地の1</td></tr><tr><td>野田市川間掲示場</td><td>野田市中里556番地の2</td></tr><tr><td>野田市福田掲示場</td><td>野田市瀬戸970番地の1</td></tr><tr><td>野田市関宿掲示場</td><td>野田市東宝珠花238番地2</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（規程の公表）
第４条　規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、公表の年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。
２　（略）</td><td>（規程の公表）
第４条　規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、公表の年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。
２　（略）</td></tr>
<tr><td>（市の機関の定める規則及び規程の公表）
第５条　第２条の規定は、市の機関(市長及び教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
２　前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第１項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</td><td>（市の機関の定める規則及び規程の公表）
第５条　第２条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において同条第１項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
２　第４条の規定は、教育委員会を除く市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において同条第１項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</td></tr>
<tr><td>（規則又は規程の施行期日）
第６条　市長の定める規則若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</td><td>（規則又は規程の施行期日）
第６条　規則若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</td></tr>
</table>

（情報の公開） 第７条　第２条から第５条までの規定により条例、規則又は規程を公布し、又は公表した市長又は市の機関は、野田市のホームページへの掲載により、当該条例、規則又は規程に関する情報を公開しなければならない。	

○　野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）（第2条関係）

改　　正　　案	現　　行
（公示送達） 第９条　法第 20 条の２の規定による公示送達は、野田市公告式条例（昭和 27 年野田市条例第９号）第２条第２項に規定する野田市役所掲示場に掲示して行うものとする。	（公示送達） 第９条　法第 20 条の２の規定による公示送達は、野田市公告式条例（昭和 27 年野田市条例第９号）第２条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

○　野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）（第3条関係）

改　　正　　案	現　　行
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第 12 条　（略） ２　（略） ３　退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を野田市公告式条例（昭和 27 年野田市条例第９号）第２条第２項に規定する野田市役所掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して２週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限） 第 12 条　（略） ２　（略） ３　退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を野田市公告式条例（昭和 27 年野田市条例第９号）第２条第２項に掲げる掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して２週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

○　野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年野田市条例第36号）（第4条関係）

改　　正　　案	現　　行
（公示送達） 第 12 条　（略） ２　公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に公示する旨を野田市公告式条例（昭和 27 年野田市条例第９号）第２条第２項に規定する野田市役所掲示場に掲示して行うものとする。 ３　（略）	（公示送達） 第 12 条　（略） ２　公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に公示する旨を野田市公告式条例（昭和 27 年野田市条例第９号）第２条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 ３　（略）

○　野田市財政事情の公表に関する条例（昭和63年野田市条例第6号）（第5条関係）

改　　正　　案	現　　行
（公表の方法） 第４条　財政事情の公表は、野田市報及び野田市のホームページへの掲載により行うものとする。	（公表の方法） 第４条　財政事情の公表は、野田市報に登載して行うものとする。ただし、天災地変等により野田市報に登載することができないときは、市役所前の掲示場及び公衆の見易い場所に掲示してこれに代えることができる。 ２　前項の財政事情は、その公表の日から６月間何人も市長の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

○　野田市行政手続条例（平成8年野田市条例第26号）（第6条関係）

改　　正　　案	現　　行
（聴聞の通知の方式） 第15条　（略） ２　（略） ３　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第９号）第２条第２項に規定する野田市役所掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	（聴聞の通知の方式） 第15条　（略） ２　（略） ３　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第９号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○　野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）（第7条関係）

改　　正　　案	現　　行
（公募の方法） 第４条　市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法により行うものとする。 (1)　野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第９号）第２条第２項に規定する野田市役所掲示場への掲示 (2)　（略） (3)　野田市のホームページへの掲載 (4)　（略） ２　市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居	（公募の方法） 第４条　市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち２以上の方法によって行うものとする。 (1)　野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第９号）に基づく公示 (2)　（略） (3)　（略） ２　市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居

者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。	者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。